

## 平成23年4月1日付 職員人事異動のお知らせ



平成23年4月1日付で新規採用した町職員8人

井健吾（新規採用）、▼保健福祉セ

ンター・高倉美保（新規採用）

●福祉課▼福祉係長・田上洋子（同

課）、同係・今泉経子（産業振興課）、

岩井田公平（新規採用）、▼介護保

険係・藤井貴美代（税務課）

●環境衛生課▼環境衛生課長・一圓

秋男（産業振興課農林振興係長）、

▼環境衛生係・佐藤竜也（総務課）

●産業振興課▼農林振興係長・川端

励志（同課）、同係・甲斐高士（企

画推進課）、羽林田直美（総務課）、

井島賢吾（税務課）

●建設課▼管理係・林田侑起（新規

採用）、▼建設係・本田城光（新規

採用）、▼建設係・本田豊（企

画推進課）、羽林田直美（総務課）、

井島賢吾（税務課）

●くらし安全推進室▼くらし安全推

進係長・上古閑一徳（同室）、同

室・甲斐敬大（建設課）

●企画推進課▼企画推進係・本田豊

（社会教育課）

●税務課▼税務課長・伊豆野健司

（会計管理者兼会計課長）、▼課税

係・池田三奈（新規採用）、▼徵収

●住民生活課▼住民生活課長・豊田

吟子（同課保険係長）、▼住民係

長・丸山美恵子（同課）、同係・手

島寛子（新規採用）、▼保険係長、

伊藤公晴（産業振興課）、同係・荒

内は旧職または旧所属先。

### 出産費用に関する制度

国民健康保険被保険者が出産した

ときは、申請に基づき42万円（産科

医療保障制度対象外の場合は39万

円）が支給されます。被保険者の経

済的負担を軽減するため、出産費用

のうち42万円（または39万円）につ

いては、退院時の支払いが不要とな

る2つの制度があります。

#### ①直接支払制度

出産する医療機関などで制度利用

の手続きを行った場合、本来世帯主

が行う申請手続きと受け取りを、医

療機関などが代わって行う制度

#### ②受取代理制度

出産前に町住民生活課へ申請し、

出産育児一時金の受け取りを医療機

関などに委任する制度

※厚生労働省の認可を受けた、受取

交通事故に遭ったときや他人の飼

い犬にかまれたときなど、第三者の

申請することで差額が支給されます。

また、出産費用が出産育児一時金

の支給額を下回った場合についても、

申請することで差額が支給されます。

●交通事故に遭つたら届け出を

い犬にかまれたときなど、第三者の

申請によって傷害を受けた場合の医

療費は、原則として加害者が負担す

べきものですが、届け出を行うこと

によって国民健康保険を使って治療



出産費用に関する制度があります(写真はイメージ)

### 国民健康保険

代理制度を実施する医療機関など

で出産予定の場合に限ります。

これらの制度を導入していない医

療機関もありますので、各制度に對

応しているかどうかは出産予定の医

療機関にお問い合わせください。

## 史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート#10



平成22年度の発掘調査で分かった南側斜面の堀の形

### ■ 平成22年度の発掘調査で分かった空堀の詳細

調査の結果、堀の延長の東側部分では真つすぐ堀が続くのに対し、西側部分では堀が真つすぐ台地を突き抜けるのではなく、止まるがあるいは北側に大きく曲がるようです。

また、堀の底に近い部分は自然に埋まつたものですが、ある程度埋まつた後、堀の横にある斜面の土を取り崩しながら人為的に埋め戻したことでも堆積した土から分かりました。ただし、その埋め戻しも一息に最後まで行われず、中途半端に埋め戻された時期もあつたようです。この埋め戻しが、江戸時代に出された「一国一城令」に基づく「破城」によるものなのかどうかは分かりませんが、人が意図的に埋めたことに館跡の謎を解明するヒントがあるようです。

陣ノ内館跡の北側・東側の外周には、幅15～20メートル、長さ400メートルに及ぶかぎ型の空堀があります。広大な面積を誇る館跡で、地面の下に眠る土器や建物の跡を見ることはなかなかできません。しかし、空堀は、現地で実際に見ることができ珍しい遺構です。

現在は土で埋まり形も分からなくなっていますが、平成21年度の発掘調査で、幅7～8メートル、深さ3メートルの堀が南側の斜面にもあつたことを確認しました。そこで、平成22年度の発掘調査では、この南側斜面の堀がどのような形で、長さは何メートルのかを調べるために、平成21年度に確認できた部分の延長を発掘調査しました。

堀の中からは、昔のお金や中国で作られた器の破片、魚捕りに用いた網の錐（おもり）などが出土しています。平成22年度の調査での出土品については、次号で紹介します。

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-1111(内線324) ☐klg110@town.kosa.lg.jp

## 男女共同参画社会実現への本町の計画を策定



『計画』と世帯配布用の『計画（概要版）』を作成

### ■ 「男女共同参画計画」を策定

21世紀を迎える私たちの暮らしは、少子高齢化、産業や就業内容の変化、生活の多様化など大きく変化しています。そのような中で、今までの固定観念を見直す時期が来ています。

見直すべき固定観念の一つに、男女共同参画社会に関することがあります。男女共同参画社会の実現は、女性にとつても男性にとつても生きやすい社会を作ることであり、日本の社会が取り組むべき最重要課題に掲げています。

本町では、男女がそれぞれに自立した一人の人間として、お互いの人权を尊重し、家庭や社会などで共に支え合い、心豊かな生活ができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

### 【4つの重点目標】

- ①男女共同参画社会をめざす意識づくり
- ②家庭、地域、職場などあらゆる分野における男女共同参画の実現
- ③男女お互いの人权への配慮
- ④男女共同参画社会のための総合推進体制づくり

また、町民の皆さんと共に男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいくために、「計画」についての『概要版』を作成して各家庭や地域、学校、職場で、実現に向けて取り組むことができるところから始めましょう。

ぜひ皆さんに読んでいただき、各家庭や地域、学校、職場で、実現に向けて取り組むことができるところから始めましょう。

その理念に基づき、平成21年度から「甲佐町男女共同参画計画」の策定を進め、このたび、基本目標を

「男女がともに自立し、支えあう住みよいまち」と定めた同計画が出来上がりました。

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線102) ☐klg106@town.kosa.lg.jp